

## 有料老人ホーム重要事項説明書（住宅型専用）

施設名	住宅型有料老人ホーム ナズナ
定員・室数	8 人 ・ 4 室

## 有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	住宅型
サ 付 登 録 の 有 無	無
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利 用 料 の 支 払 方 式	月払い方式
入 居 時 の 要 件	混合型（自立除く）
介 護 保 険 の 利 用	居宅サービス利用可
居 室 区 分	相部屋あり

## 1 事業主体

名 称	法人等の種別 営利法人		
	フリカナ	カシガイヤ チウカウジング	
名 称	株式会社 中央ハウジング		
主たる事務所の所在地	〒 189-0002	東京都東村山市青葉町1-27-6	
連 絡 先	電 話 番 号	042-313-3208	
	ファックス番号	042-313-3209	
ホ ー ム ペ ー ジ	なし		
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役	氏名 関根正司
設 立 年 月 日	平成4年11月10日		
主 な 事 業 等	指定訪問介護事業、指定居宅介護支援事業、有料老人ホーム運営事業、不動産の売買、仲介、賃貸及び管理		

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	1	ソメイアシスト	東京都東村山市青葉町1-27-6
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	1	ソメイアシスト	東京都東村山市青葉町1-27-6
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

## 2 事業所概要

名 称	フリカナ	ジユウカク ナゾナヨウジノホム ナズナ		
	名 称	住宅型有料老人ホーム ナズナ		
所 在 地	〒	189-0002		
		東京都東村山市青葉町2-32-46		
連 絡 先	電 話 番 号	042-394-9833		
	ファックス番号	042-394-9833		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://someasi.jp/nazuna/			
管 理 者 職 氏 名	役職名	施設長	氏名	中原正子
事 業 開 始 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日			
届 出 年 月 日	平成 27 年 4 月 21 日			
届出上の開設年月日	平成 27 年 1 月 25 日			
事業所へのアクセス	バス：新秋津駅停留所→青葉町1丁目停留所下車 徒歩3分			
施設・設備等の状況				
敷 地	権利形態	—	抵当権	なし
	面積	104 m <sup>2</sup>		

建 物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	延床面積	98.12 m <sup>2</sup>	うち有料老人ホーム分	98.12 m <sup>2</sup>	
	竣工日	昭和 62 年 10 月 8 日			
	階 数	地上 2 階 地下 0 階			
		うち有料老人ホーム分 地上 2 階 地下 0 階			
	構造	その他	建築物用途区分	一般住宅	
	併設施設等	なし ( )			
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成31年1月1日 ~ 令和2年12月31日		
		自動更新	あり		
居 室	階	定員	室数	面積	
	1階	3人	1	15.9 m <sup>2</sup> ~ 15.9 m <sup>2</sup>	
	2階	1人	1	10.99 m <sup>2</sup> ~ 10.99 m <sup>2</sup>	
	2階	2人	1	10.99 m <sup>2</sup> ~ 10.99 m <sup>2</sup>	
	2階	2人	1	12.67 m <sup>2</sup> ~ 12.67 m <sup>2</sup>	
一 時 介 護 室	階	定員	室数	面積	
				m <sup>2</sup> ~ m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup> ~ m <sup>2</sup>	
便 所	居室	設置なし	共同便所	2 箇所 ( 男女共用 )	
浴 室	居室	設置なし	共同浴室	個浴：1 大浴槽：0 機械浴：0	
	併設施設との共用		なし ( )		
食 堂	兼用		あり	( 談話室 )	
	併設施設との共用		なし ( )		
その他の共用施設	なし ( )				
エレベーター	なし 基				
消 防 設 備	自動火災報知設備：あり		火災通報装置：あり	スプリンクラー：あり	
緊 急 呼 出 装 置	居室：一部あり	便所：あり	浴室：なし	脱衣室：あり	

### 3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況 等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）			1			1人	0.8	一部訪問介護員兼務
生活相談員						0人		
看護職員：直接雇用						0人		
看護職員：派遣						0人		
介護職員：直接雇用			1	5	2	8人	3.6	一部訪問介護員兼務
介護職員：派遣						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		
栄養士						0人		
調理員						0人		
事務員						0人		
その他従業者						0人		
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間		

③-1 介護職員の資格															
資格	延べ 人数	常勤		非常勤											
		専従	非専従	専従	非専従										
介護福祉士			1												
実務者研修			1	5	2										
介護職員初任者研修															
介護支援専門員															
たん吸引等研修（不特定）															
たん吸引等研修（特定）															
資格なし															
③-2 機能訓練指導員の資格															
資格	延べ 人数	常勤		非常勤											
		専従	非専従	専従	非専従										
理学療法士		0													
作業療法士															
言語聴覚士															
看護師又は准看護師															
柔道整復師															
あん摩マッサージ指圧師															
はり師又はきゅう師															
③-3 管理者（施設長）の資格				訪問介護員2級養成研修課程修了											
④ 夜勤・宿直体制															
配置職員数が最も少ない時間帯				18時0分～9時0分											
上記時間帯の職員配置数				介護職員 1人以上			看護職員 0人以上								
従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）															
勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者					
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
1年未満															
1年以上3年未満				1	7										
3年以上5年未満															
5年以上10年未満															
10年以上															
合計		0	0	1	7	0	0	0	0	0	0				

#### 4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス	あり（配食サービス）	
食事介助サービス	あり	
入浴介助サービス	あり	
排せつ介助サービス	あり	
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり	
相談対応サービス	あり	
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり	
服薬管理サービス	あり	
金銭管理サービス	なし	
定期的な安否確認の方法	日中は2時間に一度の巡回、夜間は3時間に一度の巡回	
施設で対応できる医療的ケアの内容	法的に認められた簡単な貼り薬等、インスリン注射の準備、自己注射見守りを職員が行う。	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	茜在宅クリニック
	所在地	東京都東村山市富士見町1-14-3
	協力の内容	月2回の訪問診療、居宅療養指導に準ずる。医療機関までの距離は車で15分程度。その他緊急時対応
	名称	

協力医療機関(2)	所在地	
	協力の内容	
協力歯科医療機関	名称	オオスカ歯科クリニック
	所在地	東京都東村山市栄町3丁目33番2号1階
	協力の内容	月2回の訪問歯科診療、居宅療養指導に準ずる。医療機関までの距離は車で15分程度。
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり
運営懇談会の開催		あり (年 1 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		個別に行う場合あり。
自費によるショートステイ事業		あり
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	40歳以上の2号被保険者、1号被保険者
	要介護度	要介護、要支援
	医療的ケア	不可
	認知症	可
	その他	その都度相談
身元引受人等の条件、義務等	身元引受人等いらっしゃらない方は、後見人等の選定が必要。	
体験入居	利用期間	要相談
	利用料金	要相談
	その他	要相談
入院時の契約の取扱い	入院期間中は家賃のみ発生。一月以上の入院の場合は、ご利用者様・ご家族との話し合いの上、場合によっては契約終了となる。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある	
事業者からの契約解除	詳細は入居契約書第29条参照	
要介護時における居室の住み替えに関する事項		
一時介護室への移動	なし	
判断基準・手続		
利用料金の変更		
前払金の調整		
従前居室との仕様の変更		

その他の居室への移動	あり		
判断基準・手続	ご利用者様の状態の変化に伴い、生活上問題があると判断された場合。		
利用料金の変更	なし		
前払金の調整	なし		
従前居室との仕様の 変更	なし		
提携ホーム等への転居	なし		
判断基準・手続			
利用料金の変更			
前払金の調整			
従前居室との仕様の 変更			
苦情対応窓口			
窓口の名称 1	株式会社 中央ハウジング		
電話番号	042-313-3208		
対応時間	9:00 ~ 18:00 ( 月曜日~金曜日 )		
窓口の名称 2	東村山市役所高齢介護課		
電話番号	042-393-5111		
対応時間	9:00 ~ 17:00 ( 月曜日~金曜日 )		
窓口の名称 3	東京都国民健康保険団体連合会		
電話番号	03-6238-0207		
対応時間	10:00 ~ 17:00 ( 月曜日~金曜日 )		
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称：東京海上日動 超ビジネス保険		
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	なし		
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

## 5 入居者

介護度別・年齢別入居者数	平均年齢：	83.8 歳	入居者数合計：	8 人				
年齢 \ 介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
65歳未満								
65歳以上75歳未満								1
75歳以上85歳未満							1	2
85歳以上							3	1
合計	0	0	0	0	0	0	4	4
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	
入居者数	1	1	2	4			8	
男女別入居者数	男性： 3 人			女性： 5 人				
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	100 %（定員に対する入居者数）							

直近1年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居		その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居		医療機関への入院	1
介護老人保健施設へ転居		死亡	1
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居		退去者数合計	2

## 6 利用料金

入居準備費用	なし							円
明内細訳								
支払日・支払方法								
解約時の返還								
敷金	なし							
金額								円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。
家賃及びサービスの対価								
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)					
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費	
標準プラン（多床室）	なし	100,000円	15,000	15,000	25,000	45,000	管理費に含まれる	
個室プラン	なし	110,000円	25,000	15,000	25,000	45,000	管理費に含まれる	
		0円						
		0円						
各料金の内訳・明細	前払金	月額単価（            円）× 想定居住期間（            月）            により算出 （月額単価の説明） （想定居住期間の説明）						
	家賃	多床室15000円    個室25000円    （一月の利用に満たない場合は日割り計算）						
	管理費	15000円（居室・共用部の光熱水費、事務費、通信費、維持管理費）（1日から15日までの利用は半月計算。16日以上は全額）						
	介護費用	25000円    介護保険外の軽度な身の回りの支援。配膳下膳、役所手続き代行 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。						
	食費	朝食    500    円・昼食    500    円・夕食    500    円    間食    0    円 1日当たり    1,500    円    × 30日で積算 厨房管理運営費    0    円など （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） キャンセルの申し出は1週間前をお願いします。お申し出なく欠食された場合は料金が発生いたします。 *食事は一日（3食）単位での計算する。						
光熱水費	管理費に含まれる。							

前払金の取扱い		
支払日・支払方法	前払い金なし	
償却開始日		
返還対象としない額		
	位置づけ	
契約終了時の返還金の算定方式		
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月	起算日：入居した日
返還期限	契約終了日から	日以内
保全措置	保全先：	
その他留意事項		
月額利用料の取扱い		
支払日・支払方法	月末〆、翌月27日払い。当社の引き落としサービス利用可能。もしくは当社指定の銀行口座への振り込み	
その他留意事項	振り込み手数料はお客様ご負担	
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）	
料金改定の手続		
運営懇談会の実行、個々の入居者に説明し、入居契約書第27条に基づき進めていきます。		



【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	通常プラン		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	0	100,000

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開	財務諸表の要旨	公開していない
管理規程	入居希望者に公開	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	ホームページで写真を公開

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

\_\_\_\_\_年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

説明年月日  
\_\_\_\_\_年 月 日

説明者職・氏名  
\_\_\_\_\_

職  
\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

介護サービス等の一覧表（参考様式）

区分 サービス	（自 立）		（要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分）	
	追加料金が発生しない（前払金又は月額利用料を含む）サービスに○	その都度徴収するサービス（料金を表示）	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス（料金を表示） 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中			○	
巡回 夜間			○	
食事介助				▲
排泄介助				▲
おむつ交換				▲
おむつ代			個人購入	
入浴（一般浴）介助				▲
清拭				▲
特浴介助				▲
身辺介助			○	
・体位交換				▲
・居室からの移動				▲
・衣類の着脱				▲
・身だしなみ介助				▲
機能訓練				▲
通院介助 （協力医療機関）			個人負担	
通院介助 （上記以外）			個人負担	
緊急時対応			○	
オンコール対応			○	
<生活サービス>				
居室清掃			○	
リネン交換			○	
日常の洗濯			○	
居室配膳・下膳			○	
嗜好に応じた特別食			個人負担	
おやつ			○	
理美容			個人負担	
買物代行（通常の利用区域）			○	
買物代行（上記以外の区域）			対応不可	
役所手続き代行			○	
金銭管理サービス			対応不可	

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<健康管理サービス>				
定期健康診断			個人負担	
健康相談			○	
生活指導・栄養指導				▲
服薬支援				▲
生活リズムの記録(排便・睡眠等)			○	
医師の訪問診療				▲
医師の往診				▲
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス			個人負担	
入退院時の同行(協力医療機関)			個人負担	
入退院時の同行(上記以外)			個人負担	
入院中の洗濯物交換・買物			対応不可	
入院中の見舞い訪問			○	
<その他サービス>				

施設名:住宅型有料老人ホーム ナズナ

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
<b>安定的・継続的な居住の確保のための項目</b>		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	不適合
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	非該当 契約期間は2年となっている。(指針では契約期間20年以上)
<b>緊急時の安全確保のための項目</b>		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	不適合 管轄消防署より、検査確認を受けている。
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	不適合 木造 現在、規格に適合する物件を検索中。
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	不適合 一部ナースコール設備なし。必要に応じ、持ち運び可能なナースコールを設置している。
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	非該当
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	不適合
<b>入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目</b>		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合	不適合
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上(既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43㎡以上)であるか。	○ 適合	不適合 現在、規格に適合する物件を検索中。
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合	不適合 ご夫婦での入居希望者がいた場合には、優先的に入居をご案内する。
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	不適合
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合	不適合 やむを得ない場合はキーパーソンに書面での説明、同意を戴くようにする。
<b>入居者の財産を保全するための項目</b>		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合	非該当 保全先:
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合	非該当 初期償却率: %
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合	非該当

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。  
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。